

夜間看護体制の充実に関する評価

骨子【I-2(3)】

第1 基本的な考え方

夜間の看護業務の負担軽減を促進するために、看護職員及び看護補助者の夜間配置の評価を充実するとともに、看護職員の夜間の勤務負担軽減に資する取組を行っている場合を評価する。

第2 具体的な内容

1. 7対1又は10対1一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護職員の手厚い夜間配置をしている場合及び看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組を行っている場合に、看護職員夜間配置加算の評価を充実する。

現 行	改定案
<p>【看護職員夜間配置加算】</p> <p>看護職員夜間配置加算 50点</p>	<p>【看護職員夜間配置加算】</p> <p>1 看護職員夜間12対1配置加算</p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>看護職員夜間12対1配置加算</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>1</u> <u>80点</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ロ <u>看護職員夜間12対1配置加算</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2</u> <u>60点</u></p> <p>2 <u>看護職員夜間16対1配置加算</u></p> <p style="text-align: right;">40点(新)</p>

[施設基準]

- (1) 看護職員夜間 12対1配置加算

イ 夜勤を行う看護職員数は、常時 12対1以上であること。

ロ 1のイは、次に掲げる夜間看護体制の充実に関する項目のうち、当該加算を算定する病棟及び保険医療機関において満たす項目が4項目以上

の場合に限り算定する。

＜夜間を含む交代制勤務を行う看護職員の負担軽減に資する勤務編成（シフト）＞

- ① 一つの勤務の終了時から、次の勤務の開始までの間の時間が 11 時間以上であること。
- ② 3 交代制勤務の病棟において、勤務開始が前回勤務より遅い時刻（正循環）となる勤務編成（シフト）であること。
- ③ 夜勤の連続回数は 2 回までであること。

＜夜間の看護業務量に応じた看護職員の配置＞

- ④ 所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜間を含めた各部署の業務量を把握し調整するシステムができており、かつ部署間での業務標準化を図り過去 1 年間に当該システムを夜間に運用した実績があること。

＜看護補助者と看護職員の業務分担の推進＞

- ⑤ 看護補助者を夜勤時間帯に配置していること。
- ⑥ みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が 5 割以上であること。

＜院内保育所の設置＞

- ⑦ 夜勤時間帯を含む院内保育所を設置していること。

(2) 看護職員夜間 16 対 1 配置加算

- イ 夜勤を行う看護職員数は、常時 16 対 1 以上であること。
- ロ (1) のロを満たすものであること。

[留意事項]

夜勤の看護職員が最小必要数を超えた 3 人以上である場合に限る。

2. 7 対 1 又は 10 対 1 一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置の区分を見直すと共に評価を充実し、看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組を行っている場合の評価を新設する。

(1) 看護補助者の夜間配置の評価

現 行	改定案
-----	-----

【急性期看護補助体制加算】	【急性期看護補助体制加算】
イ 夜間 25対1 急性期看護補助体制加算 35点	イ 夜間 30対1 急性期看護補助体制加算 <u>40点</u>
ロ 夜間 50対1 急性期看護補助体制加算 25点	ロ 夜間 50対1 急性期看護補助体制加算 <u>35点</u>
ハ 夜間 100対1 急性期看護補助体制加算 15点	ハ 夜間 100対1 急性期看護補助体制加算 <u>20点</u>

[留意事項]

夜間急性期看護補助体制加算は、みなし看護補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤時間帯に行っている場合にのみ算定できる。

(2) 看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組の評価

(新) 夜間看護体制加算 10点

[算定要件]

夜間急性期看護補助体制加算を算定していること。

[施設基準]

次に掲げる夜間看護体制の充実に関する項目のうち、当該加算を算定する病棟及び保険医療機関において満たす項目が3項目以上の場合に限り算定する。

※ 項目は、看護職員夜間 12 対 1 配置加算の施設基準における口の①～④、⑥、⑦。

3. 13 対 1 一般病棟入院基本料等を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置の評価を新設する。

(新) 夜間 75 対 1 看護補助加算 30点 (1日につき)

[算定要件]

- (1) 看護補助加算を算定していること。
- (2) 入院した日から起算して 20 日を限度として加算する。

[施設基準]

みなし補助者ではなく、看護補助者の配置を夜勤時間帯に行っている場合にのみ算定できる。

[留意事項]

一般病棟入院基本料又は専門病院入院基本料の 13 対 1 入院基本料を算定する病棟であること。

4. 看護補助加算（13 対 1、15 対 1、18 対 1、20 対 1 入院基本料を算定する病棟）を算定する病棟において、看護補助者の夜間配置を含めた看護職員の夜間勤務負担軽減に資する取組をしている場合の評価を新設する。

(新) 夜間看護体制加算 150 点（入院初日）

[算定要件]

看護補助加算を算定していること。

[施設基準]

- イ 看護補助者を夜勤時間帯に配置していること。
- ロ 次に掲げる夜間看護体制の充実に関する項目のうち、当該加算を算定する病棟及び保険医療機関において満たす項目が 4 項目以上の場合に限り算定する。
＜夜間を含む交代制勤務を行う看護要員の負担軽減に資する勤務編成（シフト）＞
 - ① 一つの勤務の終了時から、次の勤務の開始までの間の時間が 11 時間以上であること。
 - ② 3 交代制勤務の病棟において、勤務開始が前回勤務より遅い時刻（正循環）となる勤務編成（シフト）であること。

③ 夜勤の連続回数は2回までであること。

<夜間の看護業務量に応じた看護要員の配置>

④ 所属部署以外の部署を一時的に支援するために、夜間を含めた各部署の業務量を把握し調整するシステムができており、かつ部署間での業務標準化を図り過去1年間に当該システムを夜間に運用した実績があること。

<看護職員と看護補助者との業務分担の推進>

⑤ 看護補助業務の基礎知識を習得できる内容を含む院内研修を年1回以上受講している、かつ、看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話であること。

⑥ みなし看護補助者を除いた看護補助者の比率が5割以上であること。

<院内保育所の設置>

⑦ 夜勤時間帯を含む院内保育所を設置していること。

5. 有床診療所の看護職員の夜間配置について、夜間看護配置加算の評価を充実する。

現 行		改定案	
【有床診療所入院基本料】		【有床診療所入院基本料】	
夜間看護配置加算1	80点	夜間看護配置加算1	<u>85点</u>
夜間看護配置加算2	30点	夜間看護配置加算2	<u>35点</u>